令和８年10月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
各宛て

神戸市会議長　よこはた　和幸

物価・年金額の上昇を踏まえた低所得の年金受給者に対する
負担軽減措置を求める意見書

昨今、物価の上昇が続く中、公的年金については、物価や賃金の変動を踏まえた改定が行われています。公的年金は、高齢者の生活を支える重要な所得保障であり、物価上昇に対応して年金額が改定されることは、年金受給者の生活を支える上で重要な措置です。

一方で、年金受給者の中には、年金額の改定により収入が増加したにもかかわらず、住民税非課税世帯から課税世帯へ移行することにより、税負担が増加する場合があります。さらに、所得区分の変化に伴い、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料のほか、介護保険料や介護サービスに係る食費・居住費等の負担が急激に増加する事例が生じています。

国においては、これまでも年金額の改定を踏まえ、介護保険料や介護サービス等の負担区分について基準額を調整するなどの措置が講じられているところです。

しかしながら、今後も物価や年金額が変動することを考慮すれば、個別の制度ごとに基準額を調整するだけでなく、税制と社会保障制度との整合性を図りながら、とりわけ低所得の年金受給者の実質的な生活水準に配慮した制度とすることが必要です。

よって、国におかれては、物価及び年金額の上昇が低所得の年金受給者の実質的な負担増につながることのないよう、次の事項について適切な措置を講じられ

るよう強く要望します。

記

１．住民税非課税基準をはじめ、介護保険料や介護サービスに係る食費・居住費等の負担区分に用いられる所得基準について、物価及び年金額の上昇を適切に反映できるよう、継続的かつ柔軟な見直しを行うこと。

２．公的年金額の改定に際し、年金額の改定により名目的な収入が増加した低所得の年金受給者が、所得区分の変更により急激な負担増とならないよう、税制との整合性に十分配慮した制度運用及び必要な見直しを行うこと。

３．公的年金等控除についても、現下の物価・生活費の上昇を踏まえ、必要な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。